



許可番号 3610028698

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 徳島県徳島市東沖洲一丁目12番地

氏 名 株式会社旭金属
代表取締役 旭 浩司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 平成28年6月9日

許可の有効年月日 平成33年6月1日

1. 事業の範囲

(1) 積替え
あり

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(無機性のものに限り)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん
(以上15種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) (イ) 所在地 徳島県徳島市東沖洲一丁目12番地

(ロ) 面積 1.14m²

(ハ) 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず

(以上2種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

(ニ) 保管の上限 0.51m³

(ホ) 高さ 0.69m

(2) (イ) 所在地 徳島県徳島市東沖洲一丁目1番2

(ロ) 面積 8.00m²

(ハ) 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず

(以上4種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

(ニ) 保管の上限 8.748m³

(ホ) 高さ 1.8m

3. 許可の条件

産業廃棄物の保管は、屋内のコンテナにより行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成3年6月3日	新規許可	平成19年12月26日	変更届出(積替え保管場所の変更)
平成8年6月3日	更新許可	平成21年2月20日	変更届出(代表者の変更)
平成8年7月25日	変更許可	平成21年8月5日	変更許可(汚泥、廃酸、廃アルカリの追加)
平成12年3月22日	変更許可	平成22年11月24日	変更許可(繊維くず、鋸さい、ばいじんの追加)
平成13年6月3日	更新許可	平成23年6月16日	更新許可
平成16年1月9日	変更届出 (積替え保管場所の追加)	平成28年6月9日	更新許可
平成18年7月14日	更新許可	平成29年10月31日	変更届出(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀使用 製品産業廃棄物の積替え保管の追加)

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

以下余白

NO COPY